

# 北広島市産業集積に係る可能性及びニーズ調査業務委託 公募型プロポーザル募集要項

次のとおり公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）の参加者募集を行うので、参加を希望する者は、「申請書（様式1）」に必要書類を添付の上、提出すること。

## 1. 業務の概要

### (1) 業務名

産業集積に係る可能性及びニーズ調査業務委託

### (2) 業務の目的

北広島市内の産業用地においては、平成22年度から北広島市土地開発公社にて造成・開発した北広島市輪厚工業団地の完売が見込まれ、他の5つの工業団地においても遊休地がなく、市内全体において産業用地が不足している状況である。一方、近隣市において先端半導体工場が建設されるなど、今後も産業用地の需要が見込まれる。

本業務は、産業集積の可能性やニーズ調査を行うことで、今後の工業団地、商業施設等の産業集積に向けた基本方針を作成する際の基礎資料とすることを目的とする。

### (3) 業務内容

- ア 産業集積の必要性の検討
- イ 産業集積に係るニーズ動向の把握
- ウ 産業集積に係る調査
  - ① 産業集積に係る適地の選定
  - ② 事業手法の検討
  - ③ 産業集積に伴う概算事業費の算出
  - ④ 分譲価格の想定
- エ 産業集積に向けたスケジュール及び課題の整理

### (4) 契約期間

契約締結の日から令和7年1月31日

(5) 業務提案に係る委託料の見積上限額

6, 930, 000円以内とする（うち取引に係る消費税及び地方消費税を含む。）

2. 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 北広島市契約規則（平成15年北広島市規則第12号）第4条第2項に規定する令和5・6年度における北広島市物品購入等競争入札参加資格者名簿において「調査製作」に登録されていること（会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該登録種別の再認定を受けていること。）
- (3) この公告の日から公募期間が終了するまでの期間において、北広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成17年3月2日市長決裁）第2条第1項の規定による指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 会社更生法による更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再認定を受けた者を除く。）等経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (5) プロポーザルに参加しようとする者の間に次に掲げる資本関係又は人的関係がないこと。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合を除く。

（ア）親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社等である場合を除く。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

ア、イと同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

(6) 北広島市暴力団の排除の推進に関する条例（平成26年北広島市条例第4号）に抵触しない者であること。

(7) 令和6年4月1日現在において、北海道内に事業所又は事務所を有すること。

※事業所又は事務所とは、本店、支店、支社又は事務所を有すること。

(8) 令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間において、市町村の産業用地等の可能性検討に係る調査業務又は類似業務を履行した実績があること。

### 3. 実施日程

本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりとする。

	事項	期間等
1	公募開始	令和6年5月10日（金）
2	申請書受付期間	令和6年5月10日（金）から 令和6年5月31日（金）まで
3	質疑の受付	令和6年5月10日（金）から 令和6年5月20日（月）まで
4	質疑への回答	令和6年5月27日（月）まで（予定）
5	参加者の資格審査及び結果通知	令和6年6月12日（水）

6	提案書類の受付	令和 6 年 6 月 12 日 (水) から 令和 6 年 6 月 27 日 (木) まで
7	ヒアリングの実施	令和 6 年 7 月 2 日 (火)
8	指名通知	令和 6 年 7 月 10 日 (水)
9	仕様の協議及び見積り	令和 6 年 7 月 下旬
10	契約締結	令和 6 年 7 月 下旬
11	事業の開始	契約締結後

#### 4. 担当課及び提出先

本プロポーザルの担当課及び全ての書類提出先は次のとおりである。

〒061-1192

北広島市中央4丁目2番地1 北広島市役所4階

北広島市経済部商工業振興課 (担当: 武山)

電話 011-372-3311 (内線4613)

メールアドレス shokogyo@city.kitahiroshima.lg.jp

#### 5. 業務提案書提出要請者の選定及び受注者の選定

業務提案書提出要請者の選定及び受注者の選定は、産業集積に係る可能性及びニーズ調査業務プロポーザル選定委員会 (以下「選定委員会」という。) が申請書及び提案書を評価した上で、北広島市契約事務審査委員会 (以下「審査委員会」という。) が行う。

#### 6. 申請書及び提案書の作成並びに基本仕様書に係る質問等

(1) 申請書及び提案書の作成並びに基本仕様書に係る質問は、質問したい旨を電子メールにて提出し、市担当者へ電話等にて送信した旨を連絡すること。なお、電話及び口頭等での個別対応は行わない。

ア 提出書類

質問書 (様式3)

イ 提出期間

令和6年5月10日 (金) から令和6年5月20日 (月) までの北広島市

の休日を定める条例（平成3年広島町条例第1号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く、午前9時から午後5時まで。

#### ウ 質問への回答

全ての申請者に対して、令和6年5月27日（月）までに回答し、北広島市公式ホームページに質問及び回答内容を公開する予定。

## 7. 申請手続き

本プロポーザルに参加しようとする者は、次のとおり申請書等を提出することとし、提出部数は各1部とする。

### (1) 提出書類及び添付書類

ア 申請書（様式1）

イ 資本関係・人的関係調書その2（別記様式）

ウ 組織概要（様式2）

添付書類

・組織概要、事業概要資料等 ※資料等がある場合提出

エ 直近2か年の事業年度に係る貸借対照表、損益計算書

オ 業務実績調書（参加資格審査用）（様式2-1）及び実績を確認できる書類

### (2) 提出部数

各1部

### (3) 提出期間

令和6年5月10日（金）から令和6年5月31日（金）までの休日を除く、午前9時から午後5時まで。

### (4) 提出方法

持参又は郵送。郵送の場合は、追跡番号が発行され、受領印を必要とする対面受け渡しにより受け取ったことが確認できる方法とし、提出期間内必着とする。

### (5) 提出先

4の担当課

## 8. 参加資格審査及び参加資格審査結果通知

審査委員会にて、参加申請事業者（以下「参加事業者」という。）から提出された申請書等の書類を基に、プロポーザルへの参加資格の審査を行い、参加事業者に対して、公募型プロポーザル方式参加資格審査結果通知書により通知する。

## 9. 提案書及び見積書の提出

提案書の提出要請を受けた者は、次のとおり提案書類を提出すること。なお、提出書類は、原本1部、写し9部をそれぞれ製本(A4版のファイル等で綴る。)すること。

### (1) 提出書類

- ア 提案書（様式4）
- イ 業務実施方針（様式5）
- ウ 業務実施体制（様式6）
  - ・担当予定者の履歴書を添付すること。（任意様式）
- エ 業務実績調書（様式7）
- オ 業務行程表（任意様式、規格はA4版又はA3版）
- カ 業務提案書（様式8-1～様式8-3）
- キ 追加提案書（様式8-4）
- ク 見積書（任意様式、規格はA4版）
- ケ 積算内訳書（任意様式、規格はA4版）

### (2) 提出期限

令和6年6月12日（水）から令和6年6月27日（木）午後5時までの休日を除く、午前9時から午後5時まで。

### (3) 提出方法

持参又は郵送。郵送の場合は、追跡番号が発行され、受領印を必要とする対面受け渡しにより受け取ったことが確認できる方法とし、提出期間内必着とする。

提出場所

4の担当課

## 10. 提案書類作成上の留意事項

提案書類に記載された内容は全ての事項を契約締結の際の履行業務に含めることを

基本とするので、見積金額の範囲内で確実に履行可能な内容とすること。

(1) 各様式共通

- ・ 9 (1) の各様式片面 1 枚にまとめること (キを除く)
- ・ イラストや図表を用いてもよいが、提案内容との整合を図ること。
- ・ 文字サイズ及びフォント指定はないが、見やすいものとする。
- ・ 着色可とする。

(2) 業務実施方針 (様式 5)

本業務の実施方針について簡潔にまとめること。

(3) 業務実施体制 (様式 6)

- ・ 本業務の実施体制について、業務区分、業務担当者などを明確にすること。
- ・ 提案する体制の特徴、工夫した点などについて簡潔にまとめること。

(4) 業務実績調書 (様式 7)

(5) 業務行程表

本業務全体の工程を 1 か月単位に区切った表にまとめ、工夫した点などについて簡潔にまとめること。

(6) 業務提案書 (様式 8 - 1 ~ 様式 8 - 3)

- ・ 業務区分ごとに提案者の考え方にに基づき提案業務内容を記載すること。
- ・ 検討項目及び作業実施フローを必ず記載すること。
- ・ 仕様書に記載されていない事項についても積極的に提案すること。
- ・ 仕様書に記載された事項についても有効な代替案の提案を認める。

(7) 追加提案書 (様式 8 - 4)

- ・ 様式 8 - 1 ~ 様式 8 - 3 に記載されるべき事項以外に産業集積に係る可能性及びニーズ調査業務に有効な業務提案がある場合は提出すること。
- ・ 追加提案書は、1 つの提案につき、1 枚とする。
- ・ 任意提出とするが、評価の対象とする。

(8) 見積書及び積算内訳書

- ・ 様式は任意とするが A 4 版とすること。
- ・ 見積書は A 4 版 1 枚とし、見積金額は消費税等を含む契約希望金額を記載すること。

## 1 1. ヒアリングの実施

業務提案書の評価に先立ち、選定委員会による業務提案内容のヒアリングを次のとおり実施する。業務提案内容の説明は、10により提出された提案書類により行うものとし、内容の変更及び追加は認めない。

### (1) 日時等

令和6年7月2日(火) 時間、場所については別途通知する。

### (2) 実施時間

概ね次のとおりとする。

ア 企画提案内容の説明(20分)

イ 質疑(10分程度)

### (3) 出席者

配置予定業務処理責任者は必ず出席することとし、会場への入室者は補助者を含め5人までとする。

### (4) その他

- ・ヒアリングは非公開で行う。
- ・プロジェクター等の機材は使用しない。

## 1 2. プロポーザルの審査方法

### (1) 参加事業者が2者以上の場合

ア 選定委員会委員は、参加事業者から提出された提案書等のほか、ヒアリングの内容を基に、別紙「業務提案書評価基準」の評価項目ごとに評価及び採点を行う。

イ 評価項目ごとに選定委員会委員の平均点(小数点第2位を四捨五入したもの。)を算出し、全ての評価項目の合計(以下「評価点」という。)が最も高い参加事業者を契約候補者として選定する。ただし、評価点が90点に満たない場合は、契約候補者として選定しない。

ウ 評価点が最も高い者が2者以上ある場合、当該者のくじ引きにより契約候補者を選定することとし、くじ引きを行う場合の手順等については、事態発生時に改めて連絡する。



## (2) 参加事業者が1者の場合

- (1) と同じ方法により評価点を算出し、評価点が90点以上に限り契約候補者として選定する。

## 1.3. 特定・非特定通知書の送付

審査委員会にて、提出された提案書等、ヒアリングの内容を評価基準に基づいて審査し、本業務に最も適していると認められる参加事業者を契約候補者として選定したときは、次のとおり結果を通知する。

### (1) 特定通知

特定された者に対して、特定通知書により通知する。

### (2) 非特定通知

特定されなかった者に対して、非特定通知書により通知する。

### (3) 非特定理由の説明

非特定通知を受けた者は、(2)の通知をした日の翌日から起算して5日(休日を除く、午前9時から午後5時まで)以内に書面(任意様式)により非特定の理由について説明を求めることができる。

## 1.4. 契約の締結

- (1) 契約候補者に特定された者と仕様書及び提案書類を基に協議を行い、随意契約の手続により契約を締結する。ただし、契約候補者との協議が調わない場合その他契約候補者と契約締結ができない場合は、次点者と協議を行う。
- (2) 選定された提案書を極力尊重するが、その内容に限定されることなく検討するものとする。

## 1.5. 失格条項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提案書類に虚偽の記載があったとき
- (2) 参加資格を満たさなくなった場合
- (3) 社会的信用を失墜させる行為が判明したとき
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合

(5) 前各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為があった場合

#### 16. 参加辞退

申請書等の提出後又は提案書等の提出後、都合により参加を辞退する場合、速やかに電話連絡のうえ書面により報告すること。

#### 17. 各関係法令等の遵守

参加事業者は、本書に定めるもののほか、北広島市契約規則その他関係法令を遵守すること。参加事業者が各関係法令等に違反した場合は、プロポーザルに瑕疵がある場合に準じて取り扱うこととする。

#### 18. その他

- (1) プロポーザルへの参加に伴う書類の作成、提出に係る費用及び旅費その他一切の費用は、全て参加事業者の負担とする。
- (2) 提出された申請書等及び提案書等の著作権は、提出した参加事業者に帰属するものとするが、必要に応じて複写又は保存する場合がある。
- (3) 提出された申請書等及び提案書等は、返却しない。
- (4) 提出期限以降の申請書等及び提案書等の差替え、追加及び再提出は認めない。
- (5) 参加事業者の提出書類、参加資格等に瑕疵があることが判明した場合又は提出書類を提出期限内に提出しなかった等の場合は、その内容を審査委員会が審査し、その取扱いを決定する。当該参加事業者にその瑕疵についての聴取を行う場合もある。その瑕疵が重大又は悪質であり、プロポーザルの公正性及び公平性を著しく損なうと認められる場合は、既に決定した事項を取り消す場合もある。

#### 19. 問合せ先

4に同じ。

別 紙

業務提案書評価基準

評価項目		判断基準	配点
業務実施全般		業務実施方針、体制及び工程の妥当性が高いか。	10
業務実績		同種業務又は類似業務の実績があるか。	10
業務提案内容	産業集積のニーズ動向の把握	ニーズ把握の手法等が効果的な提案となっているか。	20
	産業集積にかかわる調査	調査及びシミュレーション手法が具体的かつ効果的で、適切な提案となっているか。	20
		造成候補地選定に係る視点を適切に提示できているか。	20
		他自治体の事例等を参考に候補地の造成に向けた事業手法が明確となっているか。	20
	産業集積に向けたスケジュール及び課題の整理	スケジュールが具体的かつ実行性の高いスケジュールとなっているか。	10
		課題を整理するための検討過程が適切に示されているか。	10
	追加提案	実績、ノウハウを生かした有効な提案がなされているか。	20
見積金額		見積金額 価格評価点＝配点5点×最低見積価格※÷当該参加者の見積価格 (小数点未満端数がある場合、小数第2位を四捨五入する)	10
		合計	150

※最低見積価格

著しく安価な見積価格など、提案の根拠性が認められないと判断された場合には、提案不十分として取り扱う場合がある。